

船橋市窒素酸化物対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、窒素酸化物を排出する工場又は事業場（以下「工場等」という。）の事業者に対し、窒素酸化物の排出総量を指導することにより、窒素酸化物に起因する大気の汚染を防止し、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適用施設 別表第1に掲げるばい煙発生施設をいう。ただし、専ら電気を熱源とするものを除く。
- (2) 通常最大稼動 一の適用施設を定格能力以下で運転する場合の通常の状態における1時間当たりの最大の稼動状態をいう。
- (3) 重油換算量 適用施設を定格能力で運転する場合に使用される原料・燃料の量を次に定めるところにより重油の量に換算したものをいう。
 - ア 原料については、別表第2の原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。
 - イ 燃料については、別表第3の燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。この場合において、別表第4の適用施設の種類欄に掲げる適用施設において使用される燃料については、別表第3により換算した量に当該適用施設の種類ごとに、それぞれ別表第4の係数の欄に掲げる係数を乗ずるものとする。
- (4) 対象工場等 一の工場等に設置されているすべての適用施設で使用される重油換算量の合計が1時間当たり2キロリットル以上である工場等（窒素酸化物対策に関する覚書を締結した工場等を除く。）をいう。

(指導基準)

第3条 対象工場等に適用する指導基準（以下「指導基準」という。）は、次の算式により算出される窒素酸化物の量とする。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31W_i^{0.95}$$

この式において、 Q 、 W 及び W_i は、それぞれ次の値を表わすものとする。

Q 対象工場等において排出が許容される窒素酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 対象工場等に別表第1の基準となる日の欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されているすべての適用施設（設置の工事が着手されたものを含む。）で使用される重油換算量（単位 キロリットル毎時）

W_i 対象工場等に基準日以後新たに設置されるすべての適用施設で使用される重油換算量と、基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以後に構造等の変更がなされたすべての適用施設（基準日前に構造等の変更の工事が着手されたものを除く。）で使用される重油換算量のうち当該構造等の変更により増加する量とを合計した量（単位 キロリットル毎時）

2 前項の算式の W 及び W_i の認定に当たっては、次に掲げる適用施設を除くものとする。

- (1) 使用を廃止している適用施設
- (2) 現に稼働中の適用施設が定期点検、故障等により一時的に休止した場合に、その代替として専ら運転される適用施設（交互に運転している適用施設を除く。）
- (3) 対象工場等の事業活動の変更により、使用の必要がない適用施設のうち1年以上連続して稼働しないと認められる適用施設
- (4) 未稼働の適用施設
（全体計画の届出）

第4条 指導基準の適用を受けている者又は受けることとなる者は、次の各号のいずれかに該当するときは、工場等の適用施設に係る全体計画（以下「全体計画」という。）を第1号様式（正本及びその写し1通）により市長に届け出るものとする。

- (1) 適用施設を設置し、又は適用施設の構造等を変更するとき。
- (2) 適用施設の稼働状況を変更するとき。
- (3) 通常最大稼働時における原料・燃料の使用量及び窒素酸化物の排出量を変更するとき。
- (4) 適用施設を譲り渡し、又は貸し付けたとき。
- (5) 適用施設を譲り受け、又は借り受けたとき。
- (6) 一の施設が適用施設となった際現にその施設を設置しているとき（設置の工事が着手されているときを含む。）。
- (7) 適用施設の使用を廃止したとき。

2 前項の規定による届出は、前項第1号から第3号までの規定に該当するときにあつては、事前に、前項第4号から第7号までの規定に該当するときにあつては、その日から30日以内に行うものとする。

(窒素酸化物の排出抑制)

第5条 対象工場等の事業者は、当該対象工場等に設置されているすべての適用施設（廃止、予備、休止及び未稼動適用施設以外の適用施設をいう。）を通常最大稼動させた場合に当該適用施設から排出される1時間当たりの窒素酸化物の合計量を指導基準に適合させるものとする。

(計画値の遵守)

第6条 対象工場等の事業者は、第4条第1項の規定により届出をした全体計画のうち、適用施設ごとの通常最大稼動時における窒素酸化物の排出量については、当該計画値を限度として遵守するものとする。

(全体計画の審査等)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により届け出された全体計画を審査し、指導基準に適合していると認めるときは、その旨を第2号様式により当該全体計画の届出をした者に対し、通知するものとする。

(窒素酸化物排出濃度の測定等)

第8条 対象工場等の事業者は、当該適用施設に係る窒素酸化物の排出濃度を測定するとともに排出量の把握に努め、その結果を記録するものとする。この場合において、排出濃度の測定方法及び頻度並びに結果の記録については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条第5号（常時の測定に係る部分を除く。）及び第6号の規定を準用する。

(指導基準に関する特例)

第9条 一の対象工場等において、新たに適用施設を設置することに伴い、既設の適用施設（別表第1の基準日の欄に掲げる日前から設置されているものをいう。以下この条において同じ。）を廃止する場合は、新たに設置する適用施設に係る重油換算量のうち、廃止する適用施設に係る重油換算量に相当する部分については、既設のものとして取り扱うものとする。

2 県内に立地する工場等が、次に掲げる事業により移転し、新たに対象工場等になる場合は、移転後の適用施設に係る重油換算量のうち、移転前の既設の適用施設に係る重油換算量に相当する部分については、既設のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する国又は地方公共団体

等の実施する事業

- (2) 前号に掲げる事業以外で国又は地方公共団体等の実施するもののうち、市長が特に認める事業

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に千葉県窒素酸化物対策指導要綱（昭和58年4月1日千葉県要綱）第6条、第7条又は第8条の規定によりなされた設置計画書等の届出は、この要綱の相当規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成16年11月5日環第784号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

別表第1

区分	施 設 の 種 類	基 準 日
1	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）別表第1の1の項から15の項まで、18の項及び19の項に掲げる施設のうち光窒素化法によるカプロラクタム製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いて窒素化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設、21の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉、23の項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉並びに24の項から28の項までに掲げるばい煙発生施設で、この表の2の項に掲げるものを除く。	昭和58年4月1日
2	政令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの	昭和60年9月10日
3	政令別表第1の29の項及び30の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	昭和63年2月1日
4	政令別表第1の31の項及び32の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	平成4年4月1日

別表第2

原料換算表

原料の種類	原料の量	重油の量 (単位 リットル)
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1 キログラム	0.48
重油換算の必要なその他の原料	1 キログラム	当該原料 1 キログラムの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を標準的な燃焼に伴い発生する重油 (1 リットル当たりの発熱量 9 千キロカロリー、窒素含有率 0.15 パーセント及び比重 0.9 とする。) の量

別表第3

燃料換算表

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位 リットル)
重油 (B 及び C 重油)	1 リットル	1
A 重油	1 リットル	0.95
軽油	1 リットル	0.95
灯油	1 リットル	0.90
原油	1 リットル	0.95
ナフサ	1 リットル	0.90
液化石油ガス	1 キログラム	1.2
液化天然ガス	1 キログラム	1.3
石炭	1 キログラム	0.85
都市ガス	1 キログラム	1.3
その他の燃料	1 リットル (固体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム)	当該燃料の量 1 リットル (固体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム) 当たりの発熱量を有する重油 (1 リットル当たりの発熱量は、9 千キロカロリーとする。) の量

別表第4

施設係数表

適用施設の種類の種類	係数	
石炭専焼ボイラー	3.1	
ガラス製造の用に供する溶融炉 (タンク炉に限る。)	板ガラス	5.8
	電気ガラス	15.1
	その他	7.1
ガスタービン	2.0	
ディーゼル機関	20.0	
ガス機関	3.0	
ガソリン機関	3.0	